～地下鉄7号線延伸について～

さいたま市では、埼玉県と共同で地下鉄７号線（埼玉高速鉄道線）の浦和美園駅から岩槻駅への延伸に取り組んでおり、令和６年度は、鉄道事業者と協定を締結し、延伸実現に向けた更なる計画の深度化を進めております。

鉄道延伸事業と土地区画整理事業は、関連性が高く、両事業の相乗効果が期待できるものと考えており、岩槻駅西口地区の土地活用によるまちの成熟は、岩槻地域全体の発展につながり、鉄道延伸に良い効果をもたらすと考えています。

つきましては、区画整理だよりにて、地下鉄７号線延伸計画の概要をお知らせするとともに、引続き早期延伸実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

地下鉄７号線延伸計画

整 備 区 間：浦和美園～岩槻
路 線 延 長：約７．２ｋｍ
駅　　数：３駅（埼玉スタジアム駅・中間駅・岩槻駅）
事業スキーム：都市鉄道等利便増進法（想定）

延伸の効果 1

東京圏の鉄道ネットワーク強化

東武アーバンパークラインへ結節
安定した鉄道輸送サービス提供

- 都心部への速達性の向上
- 乗換減少による利便性の向上
- 鉄道空白（不便）地域の解消
- 既存の鉄道路線の混雑緩和
- 高齢者の移動手段（公共交通）の確保

延伸の効果 2

災害時等の代替路線機能の充実

多様な代替ルートによるリスク回避

- 通勤、通学の平行路線遅延時の代替
- 延伸線沿線の埼玉スタジアム、各種公共施設と連携した災害時のリスク対応

お問合わせ先
さいたま市　都市戦略本部　未来都市推進部
さいたま市浦和区常盤６－４－４　TEL:048-829-1873　FAX:048-829-1997

岩槻駅西口

区画整理だより

第５８号　令和7年３月発行

春分の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃より、岩槻駅西口土地区画整理事業の推進にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和５年度の事業進捗につきましては、物件移転補償をはじめ、西町諏訪線柵渠改修工事及び境堀排水路改修工事などを行いました。

令和６年度には、引き続き物件移転補償を行うとともに、西町諏訪線道路築造工事、境堀排水路改修工事及び区画道路築造工事等を実施しております。

今後とも、事業の早期完成を目指し職員が一丸となって事業に取り組んでまいりますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

岩槻まちづくり事務所長　田口　浩一

事務所からのお知らせ

①土地区画整理法第76条の申請

事業地内において、土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築及び増改築等を行う場合、土地区画整理法第76条に基づく許可を受ける必要があります。

また、許可を受けた行為が完了した際に完了届を提出し、検査を受けていただく必要がありますのでご了承ください。

申請等の詳しい内容につきましては、岩槻まちづくり事務所までご相談ください。

※完了届は、施行者が許可内容に基づき、事業施行の障害なく完了されていること（道路境界を越境していないか等）を検査するものです。また、完了届の提出の際には、写真を添付していただく必要があります。

【問い合わせ先】
さいたま市　都市局　まちづくり推進部　岩槻まちづくり事務所
区画整理係
〒339-8585　さいたま市岩槻区本町3-2-5　ワッツ東館４階
TEL　048-790-0235　　FAX　048-790-0240
E-mail　iwatsuki-machidukuri@city.saitama.lg.jp

この区画整理だよりは500部作成し、1部当たりの印刷経費は82.0円です。

②従前地分筆の手続き

仮換地の分割を希望される方は、従前地分筆の手続きが必要となります。
詳しい手続きの内容は、岩槻まちづくり事務所までご相談ください。
なお、手続きには２ヶ月～３ヶ月前後の期間を要しますので、予めご了承ください。
※当区画整理事業地内は地区計画で最低敷地面積が１００㎡以上と定められておりますので、１００㎡を超える仮換地の分割をご検討下さい。

③所有権移転の案内

事業地内の土地について所有権の移転があった場合、「所有権移転届出書」の提出をお願いしております。
届出書は、岩槻まちづくり事務所にて配布しておりますので、お越しくださいますようお願い申し上げます。
※届出書に、新所有者と前所有者の自署または記名押印（認め印可）が必要となりますので、所有権の移転が判明した時点で、事前にご相談ください。

④宅地内への建柱のお願い

岩槻駅西口土地区画整理事業では、歩行者等の安全性への配慮から、ご家庭や事業所等で電気や電話を利用するために必要な電柱を宅地内に設置する計画としております。
電柱を宅地内に設置することで「安全でゆとりある歩行者空間」が形成できますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

＜電柱設置の流れ＞
道路及び上・下水道等を整備後、皆様が建物を建築する際、東京電力あるいはＮＴＴ東日本から具体的な建柱位置について協議に伺いますので、ご協力をお願い申し上げます。

電柱移設後

⑤区画整理のよくある質問

Ｑ１　補償費の算定はどのように決まるのでしょうか。
Ａ１　建物調査の結果に基づき、経済的に一番安価な工法を採用して算定しております。
代表的な工法として、曳家工法や再築工法などがあります。

Ｑ２　仮換地を売買することは出来ますか。
Ａ２　土地区画整理事業施行中の土地の売買について、特に制限はありません。
「所有権移転届出書」の提出が必要となりますので、岩槻まちづくり事務所までご連絡ください。また、清算金が生じた場合は換地処分時に土地所有者へ徴収・交付の義務が発生します。

(2) 令和5年度事業報告･令和6年度事業計画

【整備箇所図】

令和５年度の施工実績（青色）
○西町諏訪線柵渠改修工事（R5）
○境堀排水路改修工事（その４）
○地区内造成工事
○道路修繕、草刈・せん定　等

令和６年度の施工箇所（赤色）
○西町諏訪線道路築造工事（R6）
○境堀排水路改修工事（その５）
○区画道路９号線築造工事（R6）
○地区内造成工事
○道路修繕、草刈・せん定　等

西町諏訪線柵渠改修工事（R5）

【工事前】

【工事後】

境堀排水路改修工事（その４）

【工事前】

【工事後】